

平成25年度浜松市認知症対応型サービス事業開設者研修実施要領

第1 研修の目的

この研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に基づき、浜松市が実施主体となり社会福祉法人静岡県社会福祉協議会に委託して実施するもので、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定複合型サービス事業者の代表者又は代表者になることが予定されている者が、これらの事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者ケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識を習得することをねらいとする。

第2 研修の対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定複合型サービス事業者（いずれも指定申請を行う予定の事業者を含む。）の代表者又は代表者になることが予定されている者で、事業所の所在地が浜松市内であるものに限る。

なお、次のア～オの研修を修了している者は、事業者指定を受ける際に必要とされる研修を修了しているものとみなすこととしており、必ずしも本研修を受講することを要しない。

- ア 認知症介護実践研修（実践者研修又は実践リーダー研修）【平成17年度実施分のみ】
- イ 認知症高齢者グループホーム管理者研修【平成17年度実施分のみ】
- ウ 痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）
- エ 認知症介護指導者研修【平成17年度以前のもの】
- オ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修

第3 受講定員

15人とする。

第4 実施日程・研修会場

	日 程	研修会場
講義	平成25年11月29日（金）	静岡県総合社会福祉会館「シズウエル」 （静岡市葵区駿府町1-70）
職場体験	第5 研修カリキュラム【職場体験】に定めるとおり。	

研修日程の一部のみの受講は、認めない。全日程（講義及び職場体験）を期限内に修了した者をもって修了者とする。

第5 研修カリキュラム

【 講義 】 平成25年11月29日（金）

時 間	内 容
9:45～10:00	開 講 式 オリエンテーション
10:00～10:30 (30分)	1 地域密着型サービスの指定基準 「地域との連携」「質の向上」などの地域密着型サービスの指定基準について理解します。
10:40～12:40 (120分)	2 認知症高齢者ケアのあり方 認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解します。 (1) 権利擁護 認知症により、日常生活の中で制限されてしまう個人の自由や意思決定の尊重、人権擁護の具体的な方法の理解を深めます。
	(2) リスクマネジメント 認知症により日常場面で生じうる高齢者の抱えるリスクを理解し、事故に対する危機管理だけでなく、認知症を抱えた個人の生活の質を保証するためのリスクマネジメントのあり方を学びます。
12:40～13:40	(昼食休憩)
13:40～16:10 (150分)	3 地域密着型サービスの具体的な取組みについて (1) 医学的理解 医学面から本人の生活に及ぼす影響や、生活障害としての理解を深めます。
	(2) 心理的理解 認知症によって高齢者の心理にどのような変化が生じ、それが生活面にどのような影響を与えるかを学び、高齢者の心理面の理解を深めます。
	(3) 自立生活 認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解します。
	(4) 家族の理解・高齢者との関係の理解 家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解します。

【 職場体験 】

時 間	内 容
8 時間	事業所において介護サービス（ケア等）を体験します。 講義受講日から1ヶ月以内に各自実施してください。 事業所は、原則、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所とし、自ら手配してください。 同一日に8時間以上（休憩時間を除く）実施してください。なお、4時間ずつ2日に分けるなど、分割はできません。

【 レポート作成 】

研修（職場体験を含む）の受講を通じ、「①認知症高齢者ケアについて理解したこと」「②今後の事業所運営に関して取り組みたいこと」の2項目を盛り込み、レポート（4,000字、A4用紙5枚程度）を作成し、「職場実習証明書」を添えて社会福祉法人静岡県社会福祉協議会へ提出する。

第6 研修に要する費用

受講料 3,000 円は、研修当日徴収する。

交通費等については自己負担とする。

第7 受講の申込み

別に定める募集要項に定めるところにより、受講申込みを行う。

なお、職場体験の日程・場所を決定しておくこととする。

第8 受講者の決定

受講申込者が定員を超える場合は、公正な選考を行い、受講者を決定する。

なお、申込者全員に選考結果を通知する。

第9 修了証書の交付

本研修の全課程を受講した者に修了証書を交付する。なお、交付は、レポート及び職場体験証明書の提出後とする。